

相生町五丁目五六七日本海員組合創立事務所

五月十四日相生町五丁目五百六十七番地日本海員組合創立事務所を市内榮町六丁目六榮館内に移轉す
當日までの會計は龜井副委員長の手にて於て支出せられしも移轉と同時に檜崎氏代理都竹要次郎氏の手
に移されたり

大正十年三月十六日

日本海員組合創立事務所

副委員長 龜井 司印

副委員長 濱田 國太郎殿

委員 堀内 長榮殿

拜啓

陳ば先般書留郵便を以て委細御一報申上更に電報を以て御來神を求め候に如何なる御都合なるや、未
だ何たる御回答も無之候處當地に於ては別紙決議録の通り十三日六榮館内事務所を借受け十四日所内
の大掃除を行ひ十五日同所内に移轉致し同日より各員出勤致し創立に關する事項に付き専ら實行の歩
を進め居候へ其御地を代表せられ御兩君の御來神無之は具體的に總てを確定するを待ざる次第に有之
殊に發會式の豫定期日も切迫致居り候事として一同非常に困惑致居候に付き此の書御落手の上若し御兩
君に於て御差支有之候場合は他に代表者を御選定の上明十六日午後の特別急行にて是非々々御來神相
預し度候に付き折返し御返電有之度候 早々敬具

來る二十一日當地及び横濱に於ける實行委員全部(實行委員にあらざる團體代表者をも出席の事)會合
致し其の席上に於て組合長は創立に關する意見を發表せらるゝ事に相成居り候に付き萬障御繰合せ當
日午後正一時迄に實印御携帶の上左記事務所へ御出席相成度此段得貴意候也

大正十年三月十八日

神戸市榮町六丁目 六榮館内

日本海員組合創立事務所

(右は都合上二十三日に変更)

何 會 殿

何 委員 殿

委任 狀

本創立實行委員會ハ委員三和國章、宮崎勝之ノ兩氏ニ左ノ權限ヲ委任ス

一、創立實行委員會ヲ代表シ貴會代表者及ヒ幹部諸君ト適宜ノ相談ヲ遂ケ速ニ創立ノ實ヲ舉ケン事ヲ
三月二十四日 日本海員組合創立事務所

社團法人 共同救濟會々頭男爵 柴山矢八閣下

拜啓昨二十三日委員會に於ける結果を濟し檜崎猪太郎氏代理都竹要次郎を訪問し得たる回答左の如く
有之候に付き此段報告申上候也

共同救濟會本部横濱に特別委員を派遣し同會本部専務理事木下長次氏を訪問せしめ最後の決定したる